

ナイターテニスでの照明利用



皆さんが安全で、ルール・マナーを守ってプレイしていただくために



年間一律夕暮れ時4:30-7:00は、LED照明灯を各コートに焦点を当て点灯可能です。コート利用料の事前お支払いとは別に、**時節、気候、天候、個人差等**をもとに必要分をテニスチケットを購入いただき、その都度お支払いください。



クレジットで支払いをされる場合は、上記のテニスチケットでの支払いか、もしくはクレジットでの事後の支払いとなります。



7時以降の利用の場合は、じっさいに利用をスタートした時刻から、**照明料は発生**します。システムでの照明利用の設定時刻をお守りください。（場合によってテニスチケットでの支払いか、もしくは後日のクレジット支払いとなります。）



重要なお知らせ（テニスコート）

- (1) 手持ちの利用料等を別予約に利用する時
- (2) 4:30～7:00までの照明利用のルール変更

<こんな場合>

- (1) 今ある予約を、別の予約に振り返る時
- (2) 過去に還付を受け、別の予約に充当する場合
- (3) 振り替え（キャンセル成立）の後、払い込んでいる料金がまだ余っている場合

新ルール

- (1) 第一に還付手続きを完了すること。

還付をチケットで希望することもできるようになりました。（全額または、金額指定）



持参物

 利用許可書

 平日9時から、17時

運動公園清流スタジアム内 NPO法人羽島市スポーツ協会

- (2) 利用する時間帯、照明設備などの利用料を現金、もしくはチケットで納めること。

*チケット購入をオススメします。（土日祝は、現金の取り扱いがないため）

*現金を希望する場合は、待ち時間の短縮と事務手続き上の理由により、事前連絡を必須とします。

- ③コート使用料と照明利用料は、相互に代価できないこととなりました。

○コート料 ⇄ コート料

○照明料 ⇄ 照明料

×コート料 ⇄ 照明料

×コート料+照明料 ⇄ 照明料（同様に反対に照明料を振り替えをする場合）

○のケースのとおりコート料、照明料それぞれ区別して精算します。

テニスチケット有効利用のススメ

利用日まで1週間を切った場合、急なプレイ願望、そんな時は、現金ではなく、チケットが便利。コート料も、照明料にも使えます。



年間の照明が必要になる時刻での利用には、チケットのみとなります。(午後4:30～7時)
年間で日の入り時刻は、4時30分～7時頃と大きく変動します。照明料金は、日照時間の変動や当日の天候、個人差等によって一律の取り扱いが不向きであると判断いたしました。現在振替がある場合の皆様も、そのルールによって整理します。例外なく11/2よりチケットのみの取り扱いと致します。お間違えのないようにしてください。特に、定期的に利用の方、チケットをご利用ください。

新ルール運用のタイミングとスケジュール

利用者通知・・・10/20～

移行期間・・・10/23～10/30

還付、チケット購入等対応

新ルール完了・11/2

上記の内容のルールについて、以上のようにになりましたので、どの利用者もご理解賜りますよう、メンバー方にも周知するようにお伝えください。

今後ともご理解とご支援のほどよろしくお願い致します。

NPO法人羽島市スポーツ協会